

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

(対照表) ※改正箇所の項目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注)	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和7年10月1日）時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和7年12月12日）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	(記載なし)	令和7年12月 ガイドライン改正に係る改正内容（令和7年12月12日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。
4-5-2	行政機関の長等は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、 <u>これらに該当する場合であっても</u> 、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第69条第2項。ガイドライン5-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）を参照のこと。）。	行政機関の長等は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第69条第2項。ガイドライン5-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）を参照のこと。）。
4-5-2(2)	また、「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、 <u>保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等</u> を勘案して、行政機関の長等が個別に	また、「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、 <u>保有個人情報の性質・内容（※1）、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との</u>

	<p><u>判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。</u></p>	<p>関連性、利用の必要性（※2）、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。</p> <p>（※1）例えば、要配慮個人情報など機微性の高い情報であるか、取得経緯における義務性・権力性の高い情報であるか等。</p> <p>（※2）利用目的以外の目的である法令の定める事務又は業務の達成のために当該利用が必須な場合のほか、当該事務又は業務をより促進・効率化させるために当該利用が役立つ場合における当該利用の必要性も含まれ、当該事務又は業務の内容の重要性・緊要性も踏まえる。</p>
4-5-2(2)	<p><u>【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】</u></p> <p><u>事例) 農地情報を集約した「eMAFF 地図」を整備するため、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合</u></p>	<p><u>【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】</u></p> <p><u>事例 1) 流行している新感染症に係るワクチンの優先接種対象者に対して接種券を送付するために、障害福祉課が管理する障害者手帳等の所持者情報（氏名、住所、生年月日、宛名番号）を、健康推進課が利用する場合</u></p> <p><u>事例 2) 市町村が新たに実施する子育て支援事業の案内を送付するために、こども支援課が管理する児童手当の受給者情報（氏名、住所等）</u></p>

		<p><u>を、当該課が利用する場合</u></p> <p><u>事例 3) 市民表彰（市政の発展・市民生活や文化の向上など、様々な分野で功績のあった方々を表彰するもの）</u></p> <p><u>の表彰者を選定するため</u></p> <p><u>に、地域福祉課が管理する民生委員の活動記録を、広報課が利用する場合</u></p>
4-5-2(3)	<p>「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方方は、上記（2）と同様である。</p> <p>なお、同号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる（法第2条第11項第2号）。</p>	<p>「事務又は業務」についての考え方方は、上記（2）と同様である。</p> <p>なお、同号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる（法第2条第11項第2号）。</p> <p><u>同号の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の性質・内容（※1）、提供元の利用目的と提供先の利用目的との関連性、利用（※2）の必要性（※3）、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。</u></p> <p><u>（※1）上記（2）と同様、例えば、要配慮個人情報など機微性の高い情報であるか、取得</u></p>

		<p><u>経緯における義務性・権力性の高い情報であるか等。</u></p> <p><u>(※2) 提供先での利用をいう。</u></p> <p><u>以下本段落において同じ。</u></p> <p><u>(※3) 提供先の利用目的である法令の定める事務又は業務の達成のために当該利用が必須な場合のほか、当該事務又は業務をより促進・効率化させるために当該利用が役立つ場合における当該利用の必要性も含まれ、当該事務又は業務の内容の重要性・緊要性も踏まえる。</u></p>
4-5-2(3)	(記載なし)	<p><u>【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】</u></p> <p><u>事例 1) 災害避難者に対して不在者投票制度等の案内を送付するために、首長部局から選挙管理委員会に災害避難者の氏名、避難先の住所等を提供する場合</u></p> <p><u>事例 2) 市区町村が管理する敷地内で起きた事件・事故について警察に相談するため、当該市区町村から警察署に当該事件・事故の証拠となる資料（防犯カメラの映像等）を提供する場合</u></p> <p><u>事例 3) 許認可制度の見直しに関する検討を行うに当たって、当該制度に係る許認可を受けている事業者に対して調査票を送付するため、市区町村から当該制度を所管する省庁に当該事業</u></p>

		<p><u>者に関する情報（名称、所在地等）を提供する場合</u></p> <p><u>事例 4) 移管される事務を適切に遂行するために、移管元の行政機関等から移管先の行政機関等に当該事務に係る個人情報を提供する場合</u></p> <p><u>事例 5) 農地情報を集約した「eMAFF 地図」を整備するために、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合</u></p>
4-5-2(4)	(記載なし)	<p><u>「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。</u></p> <p><u>なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究の目的とは解されない。</u></p>
4-5-2(4)	<p>さらに、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供（※）することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要</p>	<p>さらに、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさ</p>

	<p>であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。</p> <p><u>(※) 行政機関等に対して、利用目的以外の目的のために個人情報を提供する場合は、法第69条第2項第3号に基づき、「相当の理由」がある場合であるかを判断することとなる。</u></p>	<p>わしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、「相当の理由」の判断基準を前提にしつつ、①法第69条第2項第3号に規定する者に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。</p>
4-5-2(4)	<p><u>【特別の理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例】</u></p> <p><u>事例 1) 在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合</u></p> <p><u>事例 2) 国の行政機関において、幹部公務員の略歴書を作成し公表等を行う（※）こと。</u></p>	<p><u>【「特別の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】</u></p> <p><u>事例 1) 災害発生時において、人命救助活動の効率化及び円滑化のために、地方公共団体の機関が、安否不明者の氏名等を当該地方公共団体のホームページ（ウェブサイト）等で公表する場合</u></p> <p><u>事例 2) 地方公共団体の庁舎内での事故、盗難等が起こった場合において、被害者が損害保険契約に基づき適切に損害の填補を受けられるよう、損害保険会社の求めに応じ、当該地方公共団体の</u></p>

		<p><u>機関が、当該損害保険会社に対して、当該事故、盜難等に係る防犯カメラ映像を提供する場合</u></p> <p><u>事例 3) 民事訴訟の被告として主張・立証活動を行うために、行政機関等が、裁判所に対して、当該活動に必要な保有個人情報を証拠として提供する場合</u></p> <p><u>事例 4) 在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合</u></p> <p><u>事例 5) 国の行政機関において、幹部公務員の略歴書を作成し公表等を行う場合（※）</u></p>
4-6-1(4)①	「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により保有個人情報が取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドラインやアジア太平洋経済協力（APEC）におけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。	「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により保有個人情報が取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドライン、 <u>アジア太平洋経済協力（APEC）</u> プライバシーフレームワーク及びグローバルCBPRフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。
4-6-1(4)②	これには、提供先の外国にある	これには、提供先の外国にある

	<p>第三者が、<u>APEC の越境プライバシールール (CBPR) システム</u> <u>(※)</u> の認証を取得していることが該当する。</p> <p>(※) <u>APEC CBPR システム</u> 事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた<u>国がアカウンタビリティエージェント (AA)</u>を登録する。この AA が事業者について、その申請に基づき APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。</p>	<p>第三者が、<u>APEC 越境プライバシールール (CBPR) システム又はグローバル越境プライバシールール (CBPR) システム</u> (※) の認証を取得していることが該当する。</p> <p>(※) <u>APEC CBPR システム</u>は、事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた<u>国・地域がアカウンタビリティ・エージェント</u>を登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、<u>APEC CBPR システムの参加国である</u>。</p> <p>また、<u>グローバル CBPR システム</u>は、事業者のグローバル CBPR プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。本制度への参加を認められた<u>国・地域がアカウンタビリティ・エージェント</u>を登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のグローバル CBPR プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、<u>グローバル CBPR システムの参加国である</u>。</p>
4-6-2(2)②(ii)	事例 2) 当該第三者が所在する外 国が <u>APEC の CBPR システム</u> の加盟国であること。	事例 2) 当該第三者が所在する外 国が <u>APEC CBPR システム</u> 又 はグローバル CBPR システ

		<p><u>ムの参加国・地域であるこ</u> と。</p>
--	--	-----------------------------------